

令和8年10月1日からの幼児教育・保育無償化の手続き等は次のとおりです。

施設の種類	年齢	対象・無償化金額		手続き等
認可保育所（公立・私立）・認定こども園・地域型保育施設	3～5歳	1号認定 （認定こども園のみ）	無償	・保護者：手続きは必要ありません。
		2号認定	無償	
	0～2歳 （市民税非課税世帯）	3号認定	無償	
私学助成幼稚園	3～5歳 （年度中に満3歳含む）	月額上限28,000円 （保育料＋入園料：初年度対象）		・保護者：入園施設から申請書を受け取り、入園施設へ提出してください。 ・施設：申請書を一括して市役所へ認定申請し、施設が一括して法定代理受領（※1）を受けてください。
幼稚園預かり保育（基準：園が平日8時間、年間200日以上実施） ◆保育の必要性の認定が必要	3～5歳	月額上限12,300円 （日額上限490円）		・保護者：市役所へ償還払い（※2）の手続きをしてください。
	年度中に満3歳 （市民税非課税世帯）	月額上限17,700円 （日額上限490円）		
認可外保育所 事業所内保育所 一時預かり事業 病児・病後児保育事業・子育てサポート事業 ◆保育の必要性の認定を受けた子どもで、認可保育施設等へ入所されていない子ども	3～5歳	複数利用を合算し、 月額上限40,300円		認可外保育所・事業所内保育所 ・保護者：入所施設から申請書を受け取り、入所施設へ提出してください。 ・施設：申請書を一括して市役所へ認定申請し、施設が一括して法定代理受領（※1）を受けてください。 一時預かり事業・病児・病後児事業・子育てサポート事業 ・保護者：市役所から申請書を受け取り、市役所へ償還払い（※2）の手続きをしてください。
	0～2歳 （市民税非課税世帯）	複数利用を合算し、 月額上限45,700円		

障害児通園施設等 児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型児童発達支援、医療型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	3 ～ 5 歳	無償	・保護者：手続きは必要ありません。 ◆受給者証により認定確認
--	---------	----	-----------------------------------

・年齢は4月1日現在です。

<用語説明>

用 語		説 明
※1	法定代理受領	施設が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する方式です。
※2	償還払い	一旦、利用者が一時預かり事業等の利用料を支払った後、1月分単位でまとめて領収書等を添付して市役所へ申請し、上限の範囲内で払い戻しを受ける方式です。※保育の必要性の認定を事前に受けていることが条件となります。

保育の必要性の認定を受ける場合は、前月の20日を締め切りとします。また、申請方法などについては、利用している施設などを通じてお知らせしています。ただし、施設との調整でやむを得ず取扱いを変更する場合がありますのでご了承ください。

なお、詳しい内容につきましては、保育課保育係、または社会福祉課障害者福祉係へお問い合わせください。

保 育 課 保 育 係	☎ 0 8 2 4 - 6 2 - 6 1 4 7	FAX 0 8 2 4 - 6 2 - 6 3 0 0
社 会 福 祉 課 障 害 者 福 祉 係	☎ 0 8 2 4 - 6 5 - 2 0 5 1	FAX 0 8 2 4 - 6 2 - 6 2 8 5